

認可外保育施設入所児童 保護者助成金の支給

□対象

在住で次の全てに該当する保護者
①認可外保育施設(東京都の補助事業の対象となっている認証保育所、定期的利用保育事業実施施設および企業主導型保育施設)と月極で契約をしている子どもと同居している(一時保育は対象外)。

②保育料を完納している。

③①に該当する子どもが、認可保育所、地域型保育事業または認定こども園(子ども・子育て支援法の規定による支給認定1号を受けている者を除く)を利用していない。

□申請方法

施設を通じて配布される申請書に必要事項を記入し、指定された期日までに各施設に提出してください。

※ベビーホテルは対象外

□助成金額 保育料(実費分などの一部を除く)と上限額を比較してい
ずれか低い額

無償化対象児童

助成額(上限額)		
0~2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万5,000円
3~5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円

無償化対象外児童

助成額(上限額)		
0~2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子	3万円
	第3子以降	4万3,000円
3~5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円

※詳細は市HPをご確認ください。

▶幼児教育・保育課

☎042-497-4926

一般コミュニティ助成事業

(一社)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。

令和5年度実施分の申請をご希望される場合は、下記担当までお問い合わせください。

□対象団体

自治会・町内会、地域協力ネットワーク

□対象事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業(建築物、消耗品を除く)。

◆対象事業の例

音響設備、テント、机などのイベ

ント用品の整備や山車、神輿、太鼓などのお祭り用品の整備・修繕

◆助成対象とならないもの

土地の取得および造成、既存の施設または設備などの修理、撤去および解体処理

□助成金額

10万円を単位として100万円~250万円

※10万円単位を超えた10万円未満の経費は、実施団体の負担となります。

※例:事業費139万円の場合は、9万円が実施団体負担

※事業の詳細は、(一社)自治総合センターHPをご覧ください。

▶協働コミュニティ課

☎042-420-2821

✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

後期高齢者医療の保険証が変わります

10月1日(土)から利用できる保険証を、9月中に被保険者1人ずつに簡易書留で送付します。配達は、郵便事情により、2週間程度かかる場合があります。

配達日に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後は、保険年金課(田無庁舎2階)のみでの受取になります。

持本人確認書類(個人番号カード・運転免許証など)

□新しい保険証(水色)の有効期間
10月1日~令和6年7月31日

□負担割合の判定基準が変わります

10月1日(土)から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合について、1割負担の方のうち、一定以上所得のある方(以下のとおり)は、自己負担割合が2割になります(3割負担の条件は変わりません)。

対住民税課税所得(課税標準額)が28万円以上かつ年金収入+そのほかの合計所得金額が200万円以上

(単身世帯の場合)

※複数世帯の場合は320万円以上

□負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮処置)

10月1日(土)からの3年間、自己負担割合が2割となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の負担割合増加額の上限が1カ月あたり最大3,000円までとなります。

□今回の制度見直しの背景などに関するご質問

後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター

☎0120-002-719

□医療費の自己負担割合の見直しに関するご質問

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

☎0570-086-519

※東京都後期高齢者医療広域連合では、東京いきいきネットHPで情報提供を行っています。

▶保険年金課

☎042-460-9823

令和3年度の優秀工事を表彰しました

市では、市が発注した工事で優れた施工を行った受注者と技術者を、市長が表彰しています。令和3年度は、「中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事」を対象として、表彰しました。

□優秀受注者:大春建設(株)

□優秀技術者:村山誠さん

▶契約課 ☎042-460-9816



マイナポイントをもらうには

9月末までにマイナンバーカードの申請が必要です

□マイナポイントとは

マイナンバーカードをお持ちの方が、民間のキャッシュレス決済サービスで利用可能なポイントを国が付与する事業です。ポイントはご自分で選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして、お買い物に利用できます。

□申込期限およびチャージ・買い物期限

令和5年2月28日(一部決済サービスでは、期限より早く終了する場合あり)

□対象となるマイナンバーカードの申請期限

9月30日(金)

□利用方法

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得およびマイナポイントの申込が必要になります。

□申込

ご本人やご家族が以下をお持ちの場合、ご自宅で設定を行うことができます。

- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書を搭載したもの)
- スマートフォン(公的個人認証サービス対応のもの。対応機種に限りがある場合あり)またはパソコン・ICカードリーダー

□マイナポイントに関するお問い合わせ先

☎マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択

□マイナポイント申込の支援窓口

マイナンバーカードの読み取りが可能なICカードリーダーやパソコン・スマートフォンなどをお持ちでない方向けに、支援窓口を開設しております。

※現在、支援窓口が大変混雑しており、お待ち時間が長くなる可能性があります。

時 平日:午前8時30分~11時30分・午後1時~4時30分

場 市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

持 ●マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書を搭載したもの)

●利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

●マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段・決済サービスのID・セキュリティコード(例:電子マネーカードや「〇〇ペイ」などの専用アプリがダウンロードされたスマートフォンなど)

●公金受取口座の登録をされる場合、金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの(通帳など)※本人名義のもの

◆マイナンバーカードの申請

申請をしてからカードをお受け取りいただけるようになるまで約1カ月かかりますので、お早めにご申請ください。

□申請方法

個人番号カード交付申請書をお持ちの方は、オンラインまたは郵送で申請することができます。個人番号カード交付申請書をお持ちでない方は、郵送または窓口で個人番号カード交付申請書を発行することができます。

□窓口で個人番号カード交付申請書を発行する場合

場 市民課

時 ●平日:午前8時30分~午後5時

●土曜:午後2時~5時(第1...保谷のみ、第2...田無のみ)

●夜間(火):午後5時15分~8時(カード交付の受付は午後7時30分まで。第3...保谷のみ、第4...田無のみ)

持 ●顔写真(縦4.5cm×横3.5cm。最近6カ月以内に撮影された正面、無帽、無背景のもの。オンラインで申請する場合は不要)

●本人確認書類AまたはB(現情報と一致のもの)

A (1点)	運転免許証・旅券・在留カードなど 官公署発行の顔写真付きのもの
B (2点)	健康保険証・年金手帳・介護保険証など 官公署発行の顔写真無しのもの

上記Bのうち2点目は、社員証・学生証・診察券など、氏名が記載されたものでも可(診察券は印刷・印字またはパウチ加工などされたものに限り)。

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

□出張所窓口で申請をサポート中(要電話予約)

顔写真撮影サービス有

問 ●柳橋出張所 ☎0422-51-3266

●ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-421-0120

□マイナンバーカードの交付に関するお問い合わせ先

問 西東京市マイナンバー専用ダイヤル
☎042-460-9845

▶市民課

☎042-460-9820

☎042-438-4020